

大阪会場

令和8年度公認全国組手審判員審査会開催要項

1. 講習・審査会場

期 日 : 令和8年4月18日(土)・19日(日)
新規受審者:18日(土)・19日(日)両日
A級ランク受審者:18日(土)のみ
更新者:18日(土)のみ
会 場 : 大阪学芸高等学校
所 在 地 : 〒558-0003大阪府大阪市住吉区長居1丁目4-15 TEL06-6693-6301
交 通 案 内 : JR阪和線「長居駅」下車 徒歩6分

2. 日 程

別 紙

3. 対 象 者

- (1) 全国組手審判員新規受審者(次の条件を満たす者)
 - ①公認4段位以上(推薦段位は除く)
 - ②地区組手審判員資格取得後3年以上
(大阪会場受審者:2023年4月18日以前取得者)
 - ③空手道歴10年以上(満15歳より数える。)
 - ④満25歳以上(審査日の満年齢)
 - ⑤日本スポーツ協会公認空手道コーチ1以上 ※有効期限切れは不可
 - (2) A級ランク付受審者(次の条件を満たす者)
 - ①全国組手審判員資格取得者
 - ②日本スポーツ協会公認空手道コーチ1以上 ※有効期限切れは不可
 - (3) 全国組手審判員更新者(※次に該当する者)
 - ①現在の有効期限が、2027年3月31日の者
 - ②現在の有効期限が、2028年3月31日の者
 - ③現在の有効期限が、2026年3月31日の者(要:復活手数料)

※日本スポーツ協会の指導者資格をお持ちでない方も全国組手審判員資格の更新は可能です。
 - (4) A級ランク兼更新受審者(次の条件を満たす者)
 - ①全国組手審判員資格取得者
 - ②日本スポーツ協会公認空手道コーチ1以上 ※有効期限切れは不可
 - ③現在の有効期限が、2027年3月31日の者
 - ④現在の有効期限が、2028年3月31日の者
 - ⑤現在の有効期限が、2026年3月31日の者(要:復活手数料)
 - (5) 規定講習のみ受講者(次の条件を満たす者)
 - ①全国組手審判員資格保有者
 - ②上記(2)～(4)に該当しない者
- 注) 2025年度日本スポーツ協会公認空手道コーチ1養成講習会修了者についても、全国組手審判員及びA級ランク付けの受審をお認めします。受審申込時に養成講習会実施都道府県連盟発行の指導員養成講習会専門科目修了証の写しを提出してください。

4. 受 講 料

- (1) 全国組手審判員新規受審者 25,500円
(受審料 25,000円 + 事務費 500円)
- (2) A級ランク付受審者 25,500円
(受審料 25,000円 + 事務費 500円)

<裏に続く>

- (3) 全国組手審判員更新者(※県連更新含む) 43,500円
 <※3級資格審査員以上保持更新者・・・38,500円>
 (受講・更新料 35,000円 + 県連更新 8,000円 + 事務費 500円)
- (4) 更新兼A級ランク付受審者 43,500円
 <※3級資格審査員以上保持更新者・・・38,500円>
 (受講・更新料 35,000円 + 県連更新 8,000円 + 事務費 500円)
- (5) 規定講習のみ 5,500円
 (受講料 5,000円 + 事務費 500円)

- ※ A級ランク付受審者(2026.3.31で満65歳未満の者)
- ※ 一旦納入した受講・審査料は返却しません。
- ※ 新規受審者以外で会員カード(紙)を希望される方は+500円となります。

5. 申込方法

- (1) 申込書と、受講料の振込控(貼付禁止)のコピーを郵送・FAX・E-mail等で、お送りください。
- (2) 会員更新手続き中の方は証明書を添付してください。
- (3) 2025年度日本スポーツ協会公認空手道コーチ1養成講習会専門科目修了者は養成講習会実施都道府県連盟発行の修了証を申込書と合わせて提出してください。

*** 受講・受審者の遅刻・早退は認めません。**

(申込先) 〒651-0056 神戸市中央区熊内町5丁目9-19 KIC内
 兵庫県空手道連盟 事務局 宛
 Tel:078-891-6651 Fax:078-242-0701
 E-Mail:info@hyokuren.jp

(振込先) 郵便口座 00960-3-330069 兵庫県空手道連盟
【事業番号】 〇〇〇-260418

☆ 受講料は、郵便振込用紙の通信欄に**【事業番号】**を記入して上記の口座に振り込んでください。

(〇〇〇は、評議員・会員番号。**【事業番号】**の記入で、明細記入は不要です。)

6. 申込期限

令和8年3月16日(月) 必着

(※締切後は一切受け付けができません。)

7. 講習・審査内容

- (1) 新規受審者・・・・・・・規定講習、筆記試験・実技試験
- (2) A級ランク付受審者・・・・・・・規定講習、実技試験
- (3) 更新者・・・・・・・規定講習(初日のみ)
- (4) 更新兼A級ランク付受審者・・・・・・・規定講習、実技試験
- (5) 規定講習のみ・・・・・・・規定講習(初日のみ)

8. 携帯品

笛、空手競技規定、審判員シューズ、筆記用具(新規受審者は、鉛筆・消しゴム)

※ 筆記試験をマークシート方式にしております。

新規受審者は必ず鉛筆と消しゴムをご持参ください。

9. 服装

審判員の服装

10. その他

- (1) 可否の結果を個人通知ではなく合格者のみ全空連ホームページにて掲載します。当連盟への直接の問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。
- (2) A級合格者で国スポ及び全日本大会で審判員をする者は、後日通知する研修会を受講することを原則とします。
- (3) 令和6年4月1日施行の「全国組手マスター審判員」「全国組手永年マスター審判員」については別紙をご確認ください。

審査要項

採点は減点方式で行う

各項目につき1つ減点（同じ間違いも加算する）

①得点の正確性(副審)

正確な技に対するポイント、見えない技への旗表示など

②ルールの適用(主審・副審)

ルールの正確な適応、監査との意思疎通など

③位置取り動作(主審)

適正な立ち位置、場外の確認と対応できる位置など

④タイミングと反応(主審)

正確な号令とタイミング、不必要なヤメがないことなど

⑤監査の役割(監査)

正確な役割の実行、場外の確認など

| 減点(全国審新規) | 判定 |
|-----------|-----------|
| -1点～2点 | 2点 |
| -3点～4点 | 1点 |
| -5点以上 | 0点 |

★減点方式で7名の審査員が判定を行う。

C. 全国組手審判員講習・審査会要領(※公認審判員規程 付録より抜粋)

1 講習の進め方

(1) 学科講習

- ①「空手競技規程(組手競技)」及び「全国組手審判員講習会資料」の解説
- ②組手審判員の心構え

(2) 実技講習

- ①ジェスチャー、発声等
- ②組手審判実技(代表者による組手審判実技で講習することを含む。)

2 試験方法

(1) 筆記試験

全日本空手道連盟作成の全国組手審判員用試験を50分で実施する。その際、筆記試験が適正に実施できるよう管理する。

(2) 実技試験

受審者が組手審判実技を主審、副審を最低2回行うようにする。

3 試験の採点方法

(1) 筆記試験

全空連作成の全国組手審判員用試験(100点満点)を採点する。

(2) 実技試験

- ①各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合判定する。
- ②審査長は7人の審査員の得点の合計を算出する。

4 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

| | 実技試験合計点 | 筆記試験点数 | 留意点 |
|-----|--|--------|----------------------------|
| 合格 | 11点以上 | 80点以上 | |
| 合格 | 10点 | 90点以上 | 筆記試験から10点減点し実技試験点数に1点加点する。 |
| 合格 | 14点以上 | 70点台 | 実技試験から3点減点し筆記試験点数に10点加点する。 |
| 不合格 | 上記に該当しない者、実技試験が10点未満あるいは筆記試験が70点未満の者は不合格とする。 | | |

5 その他

- (1) 審査長は、別紙様式の合格者名簿を全空連中央技術委員会に提出しなければならない。
- (2) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。
- (3) 更新者は講習及び審判実技を受講することを原則とするが、講習のみとすることもできる。

D. 全国組手審判員（A級ランク付）選考会要領

1 試験方法

実技試験とし、受審者が組手審判実技を主審、副審を最低2回行えるようにする。

2 試験の採点方法

(1) 各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に5点、4点、3点、2点、1点を付け、総合判定する。

(2) 7人の審査員の得点の合計を算出する。

4 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

| | 実技試験合計点 | 留意点 |
|-----|---------------------------|---|
| 合格 | 全空連が別に定める必要数を上位の得点者から選考する | 必要数は全空連がその年度ごと判断する |
| 不合格 | | A級により構成された全日本空手道選手権大会等の審査員の総数が不足した場合は、A級ランク付け審査会やこれまでの活動実績を考慮し、常任理事会の審議を経て、全日本空手道選手権大会などに審査員として採用することもある。 |

4 その他

(1) 審査長は、別紙様式の合格者名簿を全空連中央技術委員会に提出しなければならない。

(2) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

令和8年度公認全国組手審判員審査会申込書

| | | | | | |
|----|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 会場 | <input type="checkbox"/> 東京会場 | | <input type="checkbox"/> 大阪会場 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 1.新規 | <input type="checkbox"/> 2.ランク付け | <input type="checkbox"/> 3.更新 | <input type="checkbox"/> 4.規定講習のみ | <input type="checkbox"/> 5.復活 |

(上記の当てはまる箇所に印) ※更新兼ランク付けで受審を希望する方は2と3両方にをすること
復活希望者は復活の欄にチェックを入れること。 ※復活の対象者は有効期限が**2026/3/31**の方のみです。

| | | | |
|--------------------|-----|--|-------------|
| フリガナ | | 性別 | 生 年 月 日 (満) |
| 氏名 | | <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女 | 年 月 日 (歳) |
| 住所 | 電 話 | | |
| | | | |
| 流 | 派 | 会員番号 | 会員証 |
| 所属団体名 (県連、競技団体) | | *新規受審者を除く <input type="checkbox"/> 会員証発行希望(+500円) | |

兵庫県空手道連盟

★会員有効期限、審判有効期限をご確認ください。

| |
|-----------------|
| 公益財団法人 全日本空手道連盟 |
| 兵空連No. _____ |

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
令和8年度に資格更新をする者（全国・地区・都道府県）

| | 2026年 3/31 4/1 | 2027年 3/31 4/1 | 2028年 3/31 4/1 | 2029年 3/31 4/1 | 2030年 3/31 4/1 | 2031年 3/31 4/1 |
|---|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 現在の有効期限 | (2026年度) | (2027年度) | (2028年度) | (2029年度) | (2030年度) | (2031年度) |
| ① 2026年3月31日以前の者 (未更新者降格) → (都道府県・地区協会で、審判員講習を1回以上受講してから再受審) | | | | 新有効期限 (2029. 3. 31) | | |
| ① 2026年3月31日の者 ※復活手数料10,000円を納入した場合 | 1年 | 2年 | 3年 | 新有効期限 (2029. 3. 31) | | |
| ② 2027年3月31日の者 (期限内に更新) | 0年 | 1年 | 2年 | 3年 | 新有効期限 (2030. 3. 31) | |
| ③ 2028年3月31日以降の者 (期限内に更新) | 0年 | 0年 | 1年 | 2年 | 3年 | 新有効期限 (2031. 3. 31) |

- (注) 1. ②の者は2026年度内に更新をしなければ、2027年4月1日以降は降格の対象となる。
2. 2026年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)
3. 2028年3月31日が有効期限の者が2026年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2031年3月31日となる。
4. ①'有効期限が2026年3月31日の者については、復活手数料10,000円を納入することで更新が可能となる。ただし、新有効期限は2029年3月31日となる。

マスター審判員制度について

定年 65 歳か各都道府県連等の定年のどちらか高いほうを超えた審判員については、その更新時に以下の資格を選択することができる。

①永年マスター全国(または地区)組手(または形)審判員

※永年マスター審判員は有効期限がなく、更新の義務はない。

(更新講習会への参加は不要)

※永年マスターへの更新は 10,000 円とする。地区で全国永年マスター更新をしたら 5,000 円をその地区へ還元する。

※いずれの大会においても審判員はできない。

※永年マスター審判員資格では資格審査員に任命されない。

②マスター全国(または地区)組手(または形)審判員

※有効期限は 3 年間とする。

※該当の更新講習会に参加し、更新を行う。

※マスターへの更新料は受講料を含めて 15,000 円とする。地区で全国マスター更新をしたら、5,000 円をその地区へ還元する。

※主催者が認めた場合、審判を務めることができる。

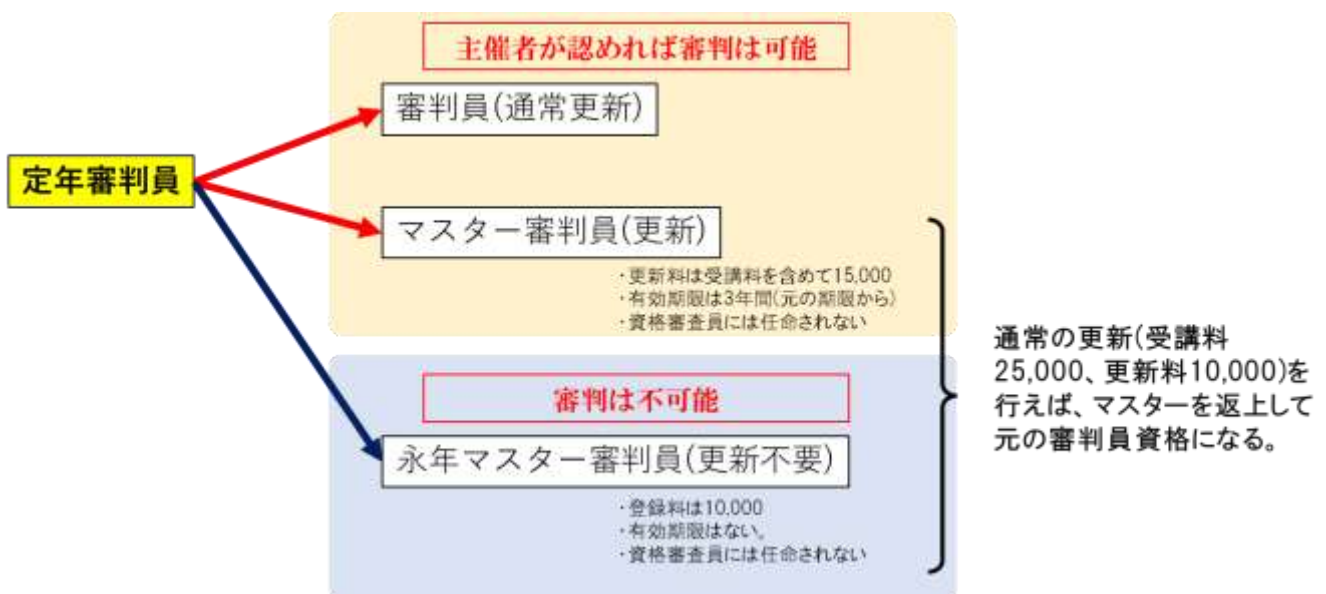
※マスター審判員資格では資格審査員に任命されない。

③従来通りの、全国(または地区)組手(または形)審判員

★通常の更新を行えば、元の審判員資格となる。

★マスター審判員の更新切れは該当の永年マスター審判員に移行する。

★都道府県審判はマスターの対象外。



| 現行 | 改定案 | 備考 |
|--|--|----|
| <p style="text-align: center;">第 3 章 雑 則</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> | <p style="text-align: center;">第 3 章 雑 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(永年マスタ―審判員)</u></p> <p>第 3 3 条 第 1 5 条及び第 3 0 条に規定する定年もしくは該当の審判員が所属する加盟団体が定める審判員の定年のうち、年齢が高いほうの定年を迎えた審判員は、本人の希望により次の各号の資格(以下、「各種永年マスタ―審判員資格」という。)を得ることができる。ただし、定年となったときに都道府県審判員資格であった場合はこれを認めないものとし、都道府県審判員でなかった場合については保持していた審判員資格を失う。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 永年マスタ―全国組手審判員</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 永年マスタ―全国形審判員</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) 永年マスタ―地区組手審判員</p> <p style="margin-left: 2em;">(4) 永年マスタ―地区形審判員</p> <p>2. 各種永年マスタ―審判員資格の登録料等は別に定める。</p> <p>3. 各種永年マスタ―審判員資格の有効期限は存在しない。</p> <p>4. 各種永年マスタ―審判員資格保持者は、第 1 5 条第 2 項及び第 3 0 条第 2 項の対象とはならず、全空連、地区協議会又は都道府県連盟(区都市連盟を含む。)の主催する競技会において、審判員を委嘱することはできない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(マスタ―審判員)</u></p> <p>第 3 4 条 第 1 5 条及び第 3 0 条に規定する定年もしくは該当の審判員が所属する加盟団体が定める審判員の定年のうち、年齢が高いほうの定年を迎えた審判員は、本人の希望により次の</p> | |

各号の資格(以下、「各種ワスター審判員資格」という。)を得ることができる。ただし、定年となったときに都道府県審判員資格であった場合はこれを認めないものとし、都道府県審判員でなかった場合については保持していた審判員資格を失う。

(1) ワスター全国組手審判員

(2) ワスター全国形審判員

(3) ワスター地区組手審判員

(4) ワスター地区形審判員

2. 各種ワスター審判員資格の登録料等は別に定める。

3. 各種ワスター審判員資格の更新については第4条または第19条に従うものとし、その有効期限は3年間とする。

4. 各種ワスター審判員資格の有効期限内に更新を行わなかった場合は、第5条、第5条の2、第20条、第20条の2を準用する。ただし、資格の格下げは行わず、該当する各種永年ワスター審判員資格に移行するものとする。

(ワスター審判員資格等の破棄等)

第35条 各種永年ワスター審判員資格及び各種ワスター審判員資格は、第4条または第19条に規定する更新を行うことで、これを破棄し定年時の審判員資格を得ることができる。この場合、有効期限は第3条または第18条に従う。

2. 前項において、各種永年ワスター審判員資格保持者は、定年時の審判員資格ではなく各種ワスター審判員資格を得ることができる。

●資格審査規程

| 現行 | 改定案 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>別表（第7条関係 保有資格及び審査範囲）</p> <p>(注) 当該資格審査員に必要な形審判員A級については、1・2級資格審査員にあつては令和5年4月1日から、3級資格審査員にあつては令和7年4月1日から適用する。</p> | <p>別表（第7条関係 保有資格及び審査範囲）</p> <p>(注) 当該資格審査員に必要な形審判員A級については、1・2級資格審査員にあつては令和5年4月1日から、3級資格審査員にあつては令和7年4月1日から適用する。</p> <p><u>(注2) 各種永年ワスター審判員資格、各種ワスター審判員資格保持者はこの別表の資格から除外する。</u></p> | <p>・各種永年ワスター、各種ワスター審判員は資格審査員に任命しない。</p> |

令和8年度公認全国組手審判員審査会申込書
マスター更新・永年マスター更新用

| | | | |
|----|------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 会場 | <input type="checkbox"/> 東京会場 | <input type="checkbox"/> 大阪会場 | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 1. マスター更新 | <input type="checkbox"/> 2. 永年マスター更新 | <input type="checkbox"/> 復活 |

(上記の当てはまる箇所には✓印)

復活希望者は復活の欄にチェック✓を入れること。 ※復活の対象者は有効期限が2026/3/31の方のみです。

| | | | |
|-------|---|--|---|
| フリガナ | | 性別 | 生 年 月 日 (満) |
| 氏名 | | <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女 | 年 月 日 (歳) |
| 住所 | 〒 | | 電 話 |
| | | | |
| 流 派 | | 会員番号 | 会員証 |
| | | | <input type="checkbox"/> 会員証発行希望(+500円) |
| 所属団体名 | | 兵庫県空手道連盟 | |

★会員有効期限、審判有効期限をご確認ください。

| |
|-----------------|
| 公益財団法人 全日本空手道連盟 |
| 兵庫連No. _____ |